

令和元年度

岡山県海面利用協議会資料

岡山県農林水産部水産課

日 時：令和2年2月17日（月）
午後1時30分～

場 所：ピュアリティまきび
岡山市北区下石井2-6-41

〈目次〉

1 平成30、令和元年度協議会の概要について	1
(1) 平成30年度岡山県海面利用協議会の概要	
(2) 令和元年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要	
2 遊漁の現状及び問題点について	3
(1) 小型船舶在籍数の推移について	
(2) 遊漁船業者について	
(3) 火光を利用する釣（夜たき釣）について	
(4) 笠岡地区海洋牧場について	
(5) 牛窓地区保護水面について	
3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について	9
(1) 令和元年度普及・啓発、指導実績	
(2) 令和2年度普及・啓発、指導計画	
4 令和2年度香川・岡山広域海面利用協議会委員（案）について	10

1 平成30、令和元年度協議会の概要について

(1) 平成30年度岡山県海面利用協議会の概要

①日時・場所

平成31年2月19日（火）午後1時30分～

ピュアリティまきび

②会議の概要

ア 平成29、30年の協議会の概要について

平成29年度岡山県海面利用協議会及び平成30年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要について報告した。

【委員の意見】

・船を購入する際に廃船処理費をあらかじめ徴収し、積み立てておいて、廃船時にはどこに持つても処分できるようなデポジット制が有効だと思うが、全国的なシステムでやらなければならない。放置された船は一定期間経過すれば有価物でないとみなして行政が処理できる仕組みをつくらなければならないと思う。

イ 遊漁の現状及び問題点について

・夜たき釣の現況と取締船による巡回指導・取締の他、パンフレット配布等による周知を継続して行ったことを報告した。
・笠岡地区海洋牧場及び牛窓地区保護水面でのルールについて、周知啓発と取締船等による巡回指導の状況を報告した。

【委員の意見】

・漁協が行っている海洋牧場の指導に関しては、チラシや海の手帳を渡して説明すればほとんどの人が納得してくれているが、年に2、3回ややこしい人がいて、納得してもらえないことがある。
・海洋牧場内には内航船の航路があるため、そこに釣り船が多く集まるときの安全について懸念している。
・夜たき釣については、厳重に捕まえて罰するということを宣伝すれば抑止効果があるのではないか。
・船舶免許の書き換え講習の機会を使って、罰則などを周知してはどうか。

ウ 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

平成30年度の普及・啓発、指導実績、及び平成31年度の計画について報告した。

【委員の意見】

特段の意見なし

エ 話題提供「海ごみに関する取組について」

海面アダプト事業の他、海底ごみステーションの設置状況や海底ごみ回収・

処理実績について報告した。

【委員の意見】

- ・県東部には旭川と吉井川があるため、ごみの量が多く、明らかに川から流れてきたものが多い。
- ・笠岡市白石島の東側の浜には高梁川からのごみがかなり集まるため、月1程度の頻度で皆様に協力いただき、ごみを回収している。

(2) 令和元年度香川・岡山広域海面利用協議会の概要

①日時・場所

令和元年7月16日(火) 午後3時00分～
ピュアリティまきび

②会議の概要

ア 海面利用協議会の概要

平成30年度香川・岡山広域海面利用協議会及び両県で開催した海面利用協議会の概要について報告した。

【主な意見】

特段の意見なし

イ 両県における海面利用の現状について

小型船舶在籍数の推移、遊漁船業者の登録状況に加え、遊漁者への海面利用のルールやマナーなどの啓発状況及び現地での指導状況について報告した。

【主な意見】

- ・ライフジャケット無着用や禁止されている夜たき釣等をするとどのような違反になるかを分かりやすく周知した方がルールを守る人は増えると思う。

ウ その他

- ・岡山県から海ごみに関する取組について報告した。
- ・香川県からイイダコ遊漁の今後の対応について報告した。

【主な意見】

- ・イイダコ釣の仕掛けが漁網にかかって漁師の手に針が刺さって危ない。また、遊漁者が魚を釣るだけならいいが、漁具を破損させて放って帰られるのは非常に困る。
- ・イイダコの遊漁については制限を設けて宣伝したらしいのではないか。
- ・イイダコ釣りのできる期間を設定する等、ルールを決めた方がいいと思う。

2 遊漁の現状及び問題点について

(1) 小型船舶在籍数の推移について

岡山県における小型船舶の在籍数は減少傾向にあり、平成30年度末時点では、10,103隻である（図1）。

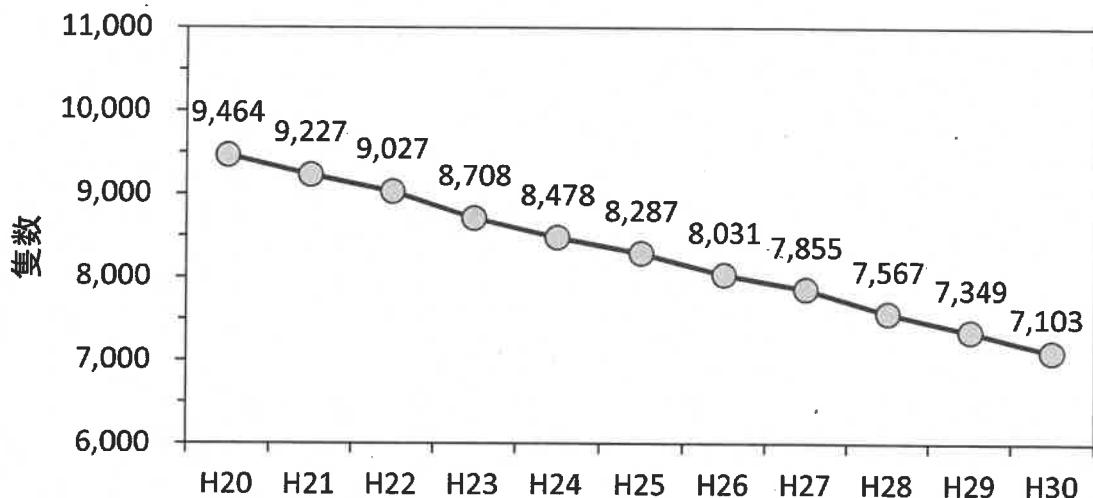


図1 岡山県における小型船舶の在籍数の推移（日本小型船舶検査機構資料より）

(2) 遊漁船業者について

- ・岡山県における遊漁船登録業者数は平成25年度以降ほぼ横ばいであり、令和元年12月末時点での業者数は116である（図2）。また、登録業者の市町村別の内況は図3のとおりである。
- ・釣り船として業種登録している業者が最も多い（107業者）。釣り船のみの業者がほとんどだが、瀬渡しや観光底びきと兼業している業者もある（図4）。
- ・平成21年度以降、遊漁船業者の遵守事項、登録の手続き等の案内を県のホームページに掲載している。

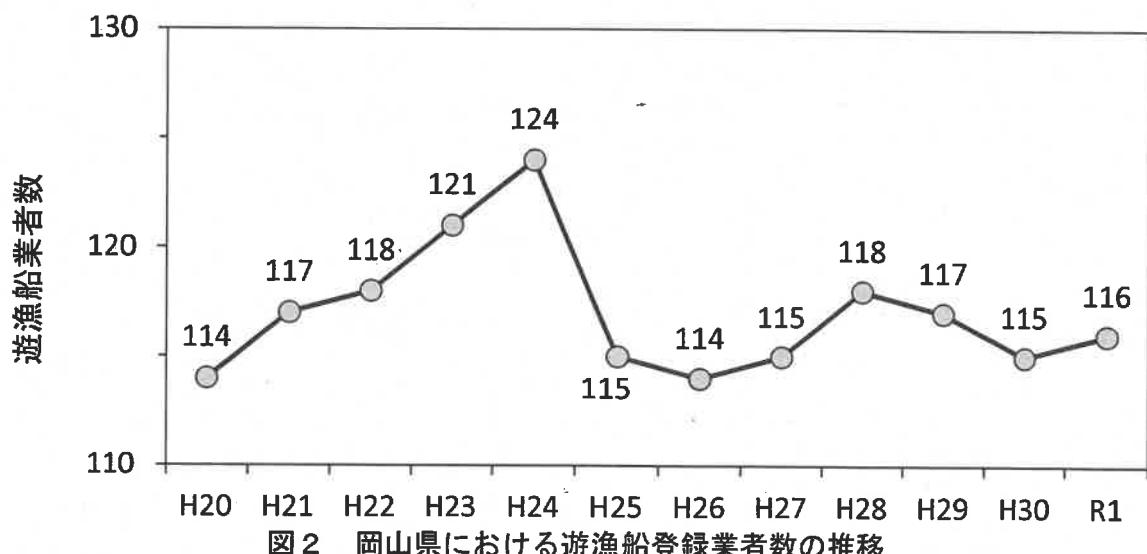


図2 岡山県における遊漁船登録業者数の推移

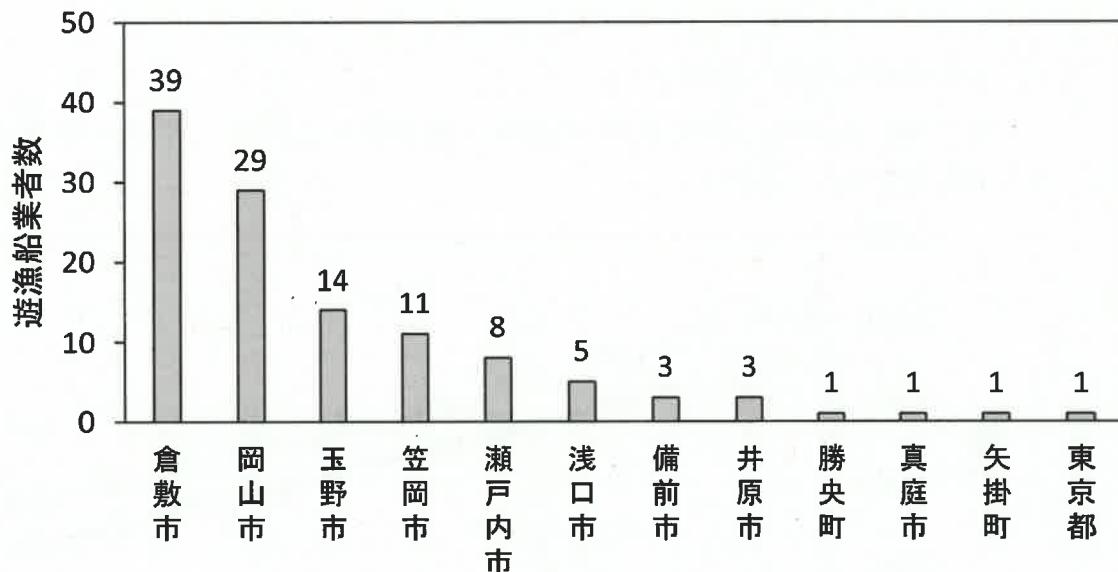


図3 市町村別の遊漁船登録業者数

※営業所が所在する県で登録を受けなければならないため、県外の業者を含む（表示は事業者住所）

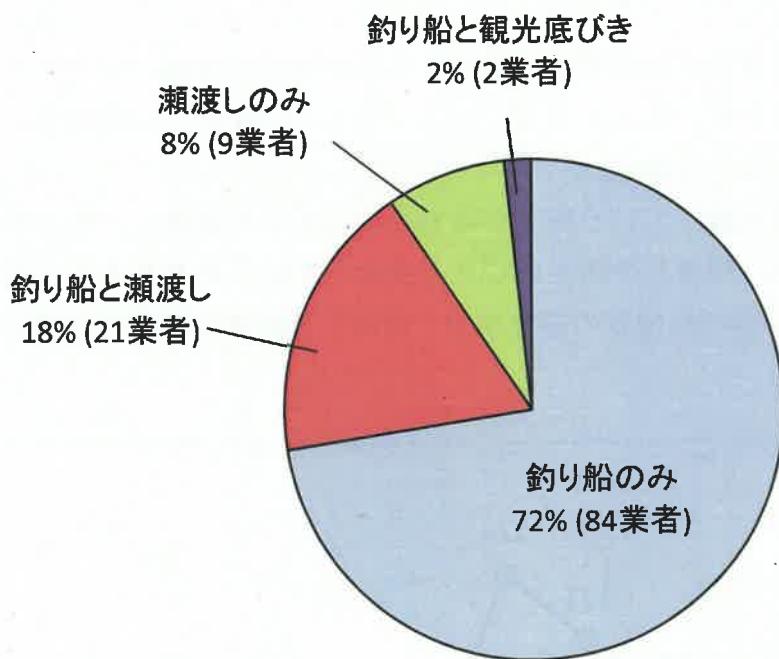


図4 岡山県における遊漁船登録業種の割合

(3) 火光を利用する釣(夜たき釣)について

- ・資源に多大な影響を与えることから、平成15年度に夜たき釣を禁止とし、現地でパンフレットを配布するなどの周知・啓発を行った結果、夜たき釣を行う者は減少したが、平成18年頃から再び夜たき釣が活発化した。
- ・平成20年度には「夜たき釣禁止の周知期間は終了した」と判断し、指導と併せて取締による対応に転換した。
- ・平成21年度からは海上保安部と合同取締を実施する等、対応を強化した。その後は年間に数隻検挙するなどし、夜たき釣は減少しているものの、「作業灯」と称した光源を船の外まで届かせて利用する等、海面照射の方法を巧妙化してしぶとく夜たき釣を行っている者が散在している。
- ・平成27年度以降、県での検挙はないものの、今年度、海上保安部が5件5名の夜たき釣を検挙している（表1）。
- ・今後もパンフレットによる啓発等を実施するとともに、取締船による巡回指導と取締を行っていくこととしている。

表1 岡山県海面での夜たき釣の検挙状況

機関名	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
海上保安部	0(0)	2(3)	2(2)	5(5)
岡山県	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合計	0(0)	2(3)	2(2)	5(5)

数字は検挙件数、括弧内は検挙人数

(4) 笠岡地区海洋牧場について

①経緯

平成19年度から岡山県海面利用協議会において海洋牧場の利用ルールについて検討し、平成24年9月に笠岡地区海洋牧場利用のルールを定めた海区漁業調整委員会指示が発出された。（別添「笠岡地区海洋牧場利用のルール」パンフレットを参照）

②周知啓発状況について

- ・平成27年度から継続して、新笠岡港プレジャーボート施設の入口や三洋汽船の待合室等に笠岡地区海洋牧場ルールの周知看板の設置及びポスターの掲示を行っている。また、平成29、30年度には高島南側の保護水面を明示する看板を設置した。
- ・平成30年度には保護水面の位置を明示するブイが流出したため、修復を行った。
- ・県のホームページと「海の手帳」に海洋牧場利用のルールを掲載した。
- ・釣具店及び県管理のマリーナ等に「海の手帳」とパンフレットを配布した。



笠岡地区海洋牧場ルール周知看板
(新笠岡港プレジャーボート施設入口)



同左（三洋汽船待合室）



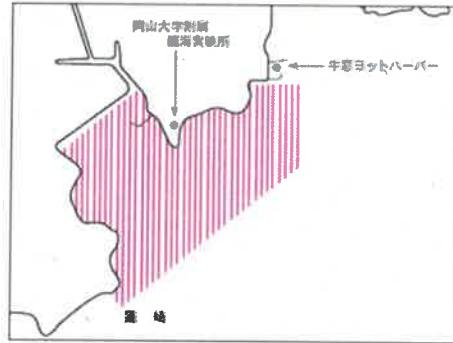
「釣り禁止」看板（笠岡市高島）



同左

牛窓保護水面について

斜線の区域は、水産動植物の産卵・育成の場として国の指定を受けた保護水面です。
周年すべての水産動植物の採捕が禁止されています。
違反者は、岡山県海面漁業調整規則により处罚の対象となります。



ルールやマナーを守って釣りを楽しみましょう。

- 14 -

笠岡地区海洋牧場の利用について

岡山県西部の笠岡地区海洋牧場は、水産資源を効率的に増やし、周辺海域に水産資源を供給することを目的として整備した施設です。

- 笠岡地区海洋牧場では、次のルールを守ってください。
 - ① 船釣りでの網の使用（ワキヤなど）の使用禁止（2月1日から翌年3月31日までの期間）
 - ② カカリ釣りの禁制（1月1日から9月30日までの間にあひる子前4時から8時までの間）
 - ③ ハマムカヒの稚の底曳網（全長12m以下のメバル、全長13m以下のカツオ、全長14m以下のマダイ、全長15m以下のクジタチ、全長23m以下のキジハタ）
 - ④ 休漁タグ及び鉤脚装置：保育区域1、保育区域2では、全ての漁法で使用禁止

カカリ釣りなどは、毎で船を固定して釣りをすることです。



- 15 -

「海の手帳」（抜粋）

③令和元年度の指導・取締状況について

- ・取締船等により巡回指導を行い、海洋牧場内で釣りをしている乗船者にパンフレットを配布し、ルールを説明した（巡回3回中、5隻6名に対して指導を実施）。
- ・ルールについて把握している遊漁者が多く、委員会指示に違反する者もいなかった。



巡回指導の様子

(5) 牛窓地区保護水面について

①経緯

瀬戸内市牛窓町鹿忍地先の一部を保護水面に指定して、一切の水産動植物の採捕を禁止している（別添「牛窓保護水面について」パンフレットを参照）が、平成27年の秋に、保護水面内で釣りをしていた者を指導したところ、「この時期はこの場所でも釣り人が多い」との情報を得たことから平成28年から現地での指導を開始した。

②周知啓発状況について

- 平成28年度に保護水面の海ぎわに、周知看板を4カ所増設し、計18カ所とした。特に遊漁者による釣り行為がみられた堤防には「釣り禁止」と表示する看板を設置した。平成29年度には破損していた基点の標柱及び看板の修復を行った。
- 「海の手帳」、県ホームページにより保護水面の周知を図った。



保護水面周知看板



周知看板設置場所

③令和元年度の指導・取締状況について

- これまで保護水面での釣りに対して指導を行ってきたが、未だ釣りを行う者が散見される状況であるため、平成30年度からは指導と併せて取締を行う方針とした。
- 令和元年度の水産課の巡回では、指導、検挙ともになかったが、海上保安部では、5件5名を検挙している。

3 遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について

(1) 令和元年度普及・啓発、指導実績

①普及・啓発実績

- 「海の手帳」を作成し、釣具店やマリーナ等へ配布した。

配布先	配布部数	配布箇所数	平均配付部数
漁協	4,260	32	133
行政機関	5,400	19	284
保安部、その他関係団体	1,510	8	189
県漁連、出張所など	570	3	190
釣具店	14,590	96	152
遊漁船業者	11,990	109	110
マリーナ	2,980	20	149
計	41,300	287	

- 遊漁船業務主任者養成講習を実施している4業者に対し、「海で楽しむ皆さんへ」を計310部送付し、遊漁者が守るべきルールの周知を呼びかけた。また、香川県から周知依頼されているイイダコ釣りのマナーに関するチラシ、及び徳島県から周知依頼されている鳴門海峡周辺における船釣りのルールに関するチラシも同様に送付した。
- 玉野海上保安部に対し、船舶免許講習時に配布するための「海で楽しむ皆さんへ」を200部送付した。

②指導実績

取締船による夜たき釣等の巡回指導を実施した。

(2) 令和2年度普及・啓発、指導計画

①普及・啓発計画

- 「海の手帳」、「海で楽しむ皆さんへ」を作成し、釣具店やマリーナ、船舶免許更新講習を実施している機関等へ配布を行う。
- 県管理プレジャーボート係留施設や、民間マリーナを利用する船舶所有者へ遊漁者啓発用パンフレット、「海で楽しむ皆さんへ」を配布する。

②指導計画

取締船等での巡回を実施し、夜たき釣や遊漁者による船舶を利用したまきえ釣、保護水面での採捕行為等に対して、指導、取締を行う。

4 令和2年度香川・岡山広域海面利用協議会委員（案）について

氏名	役職	備考
川渕 義徳	日生町漁業協同組合理事	漁業
濱野 力	たまの漁業協同組合代表理事組合長	漁業
原田 房行	笠岡市漁業協同組合理事	漁業
山崎 徹成	プレジャーボート釣り同好会会长	遊漁
西田 久志	笠岡観光釣船漁業組合長	遊漁
尾崎 満	(一社)日本マリーナ・ビーチ協会岡山県支部長 岡山県東部地区小型船安全協会会长	海レク
宮本 幹央	水島海上保安部航行安全課長	学識

役職等に異動があった際は、その役職の後任者へ出席を依頼するものとする。

※令和2年7月頃、香川県にて開催予定